

資料2-3

ひょうご花緑創造プランの改定について

－緑の広域計画（都市緑地法）への移行－

1 次期計画の策定方針

(1) 改正都市緑地法に基づく「緑の広域計画」

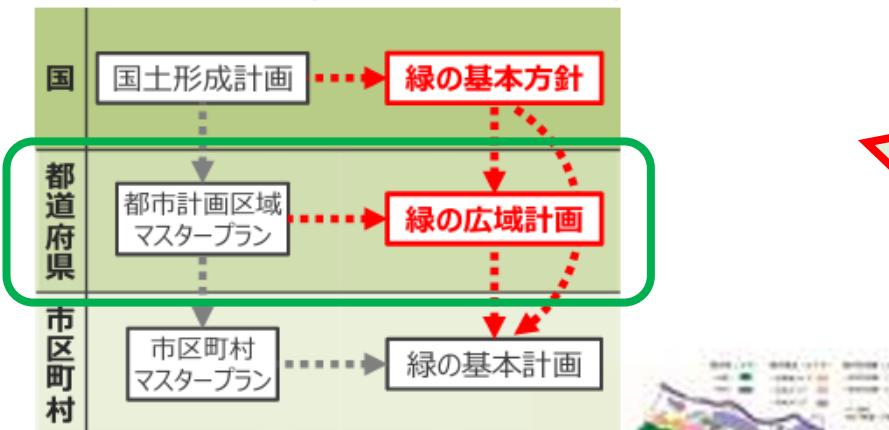
背景・必要性

- 都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、国が目標や官民の取組の方向性を示す必要。
- また、市区町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要。

概要

- **国土交通大臣**が都市における緑地の保全等に関する**基本方針を策定**。
(基本方針に定める内容のイメージ)
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- **都道府県**が都市における緑地の保全等に関する**広域計画を策定**。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



(国土交通省資料より)



- ・都道府県においては、これまで通達等に基づき策定された「都道府県広域緑地計画」があったが、法律に基づく計画制度はなかった。
- ・令和6年の都市緑地法改正により、
 - 国は「緑の基本方針」（「基本方針」）を策定する
 - 都道府県は基本方針に基づき「緑の広域計画」（「広域計画」）を策定できる
 - 従来からあった市町村における「緑の基本計画」は基本方針に基づくとともに広域計画を勘案することになった（R6.11施行）。

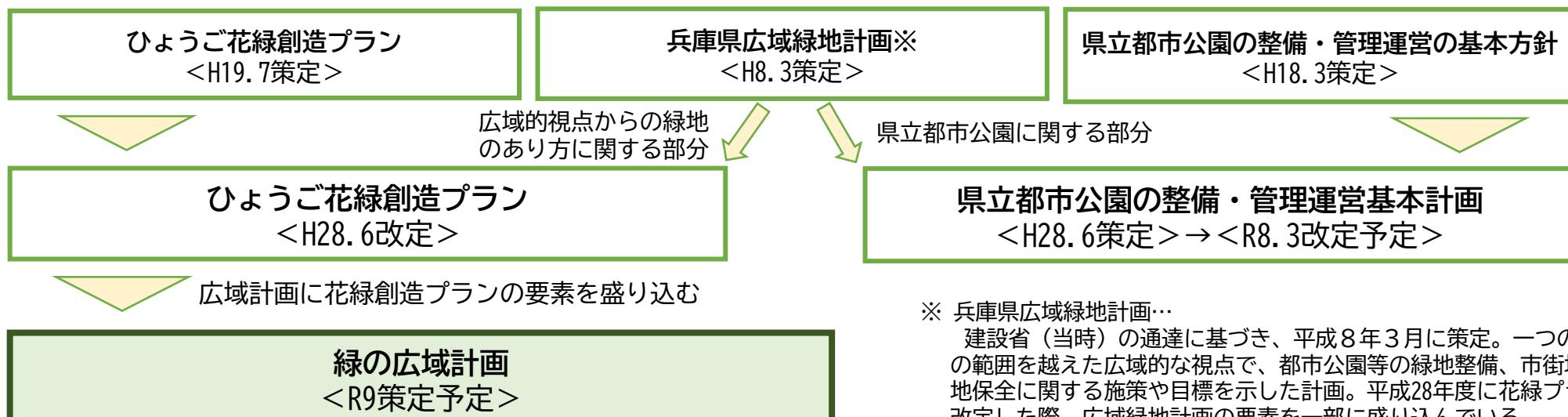
1 次期計画の策定方針

(2) 「ひょうご花緑創造プラン」の「緑の広域計画」への移行

▶ 「ひょうご花緑創造プラン」と「緑の広域計画」は、法的位置付けや性格が異なる部分があるが、緑地割合の目標や緑地保全・緑化推進に関する施策などにおいて関連・重複する部分もあることから、県民にとっての分かりやすさも考慮し、計画を一本化

	ひょうご花緑創造プラン	緑の広域計画
根拠等	－ (任意計画)	都市緑地法第3条の3 (法定計画)
対象区域	県全域	主として都市計画区域
内容・性格	<ul style="list-style-type: none"> ○県民、民間企業、行政など、多様な主体によって花と緑によるまちづくりを推進するための理念、目標、施策等を定める。 ○主として県民等に向けた行動指針としての性格が強い。 	<p>○法では概ね以下の事項を定めることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全・緑化の目標 ・緑地保全・緑化推進の方針に関する事項 ・緑地保全・緑化推進のための施策に関する事項 ・県立都市公園の整備及び管理に関する事項 ・緑地保全地域内における行為の規制、基準等 ・特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項 等 <p>○緑地の配置の方針等の概念や、緑地保全に関する規制など、都市計画的な性格が含まれる。</p>

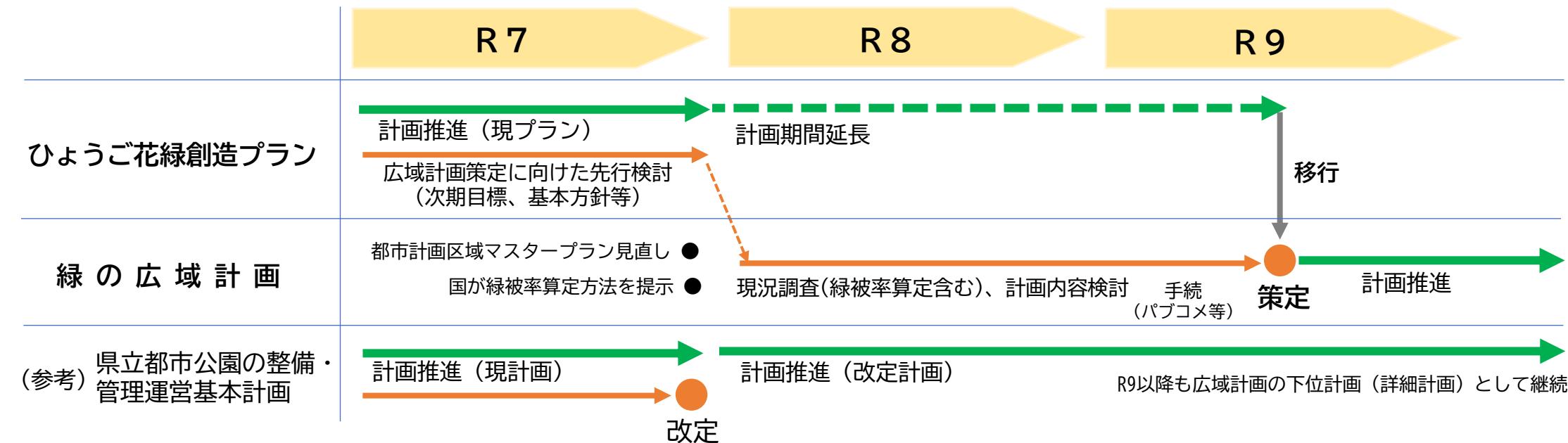
(参考) 緑に関する計画 策定の経過



1 次期計画の策定方針

(3) 計画の策定スケジュール

- 「緑の広域計画」は、適合が求められている都市計画区域マスタープランが令和7年度末に見直されること、また、緑被率の算定方法が令和7年度末に国から示される予定であることを踏まえ、**令和8年度に緑被率算定や現況調査を実施**した上で、**令和9年度中に策定**
- 「ひょうご花緑創造プラン」は、現行プランの計画期間が令和7年度までとなっていることから、**令和9年度まで計画期間を延長**し、「緑の広域計画」策定後、同計画に移行
- 令和7年度は、広域計画の策定に向け、花緑創造プランの所掌分野（県民、民間企業等の参画と協働による花と緑のまちづくり）に関する次期目標、方針、推進方策等の検討を先行的に行う。



2 広域計画の構成イメージ（先行検討案）

- ・都市緑地法で計画に概ね定めるものとされた事項を踏まえつつ、以下のような構成をイメージ

第1章	はじめに (広域計画の策定に当たって)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域計画の対象区域、計画期間、位置づけ等の基本事項を記載 ・県民や民間事業者による行動・取組の動機づけとなるよう、緑が持つさまざまな機能・効果（グリーンインフラとしての役割含む）を分かりやすく提示 	<p>花緑検討小委員会で先行的に検討</p> <p>→基本事項： 資料p. 6~8</p> <p>→緑の機能・効果等 資料p. 10~14</p>
第2章	ひょうごの緑	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の緑に関する現況や課題、緑を取り巻く近年の社会情勢等を整理 	<p>現況調査（R8実施予定）を踏まえて整理</p>
第3章	緑の保全・創出に関する目標*	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針や本県の実情を踏まえ、緑の保全・創出に関する目標を設定 ・あわせて、目標の達成状況を確認するための評価指標を設定 	<p>花緑検討小委員会で先行的に検討</p> <p>→資料p. 15~17</p>
第4章	緑の配置の方針*	<ul style="list-style-type: none"> ・県土の特性に応じて、緑地を系統的に配置し、適正に管理していくため、県立都市公園や複数市町にまたがる大規模な緑地等の広域的・骨格的な緑の配置の方針を定める →（参考）次頁イメージ 	<p>現況調査（R8実施予定）、都市計画区域マスタープラン（R7改定予定）等を踏まえて定める</p>
第5章	緑の保全・創出に関する取組方針と施策*	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、民間事業者、行政など、多様な主体によって取組を推進するため、取組方針や施策の展開方策を定める ・施策事例（主要施策、先進的施策等）を掲載 	<p>花緑検討小委員会で大枠を先行的に検討</p> <p>→資料p. 18~23</p>
第6章	県立都市公園の整備・管理*	<ul style="list-style-type: none"> ・県立都市公園の整備・管理の方針、配置計画、整備・管理の内容等を記載 	<p>県立都市公園の整備・管理運営基本計画（R7未改定予定）の内容を反映</p>

*：都市緑地法において広域計画に概ね定めるものとされている事項に関する項目

花緑検討小委員会の先行検討内容や現況調査（R8）の結果を踏まえつつ、R8～9において、計画全体について審議・とりまとめ
広域計画策定委員会（仮称）において、計画全体について審議・とりまとめ

－参考－ 緑の配置の方針 イメージ例（国土交通省資料より）

みどりのネットワーク図と配置方針（大阪府）

- 骨格となるみどり（周辺山系、臨海部、主要道路、主要河川、大規模公園等）をつなげること、骨格のみどりに厚みと広がりを持たせてネットワークの充実を図ること、公共空間や民有地における多様なみどりをつなぐことについて、みどりのネットワーク図と配置方針で提示。



広域的な視点からの保全・活用が重要となる緑地を評価・抽出（青森県）

- 県として広域的な視点から、「流域治水」、「観光振興」、「生物多様性」の3つの機能で評価し、特に保全・活用が重要な緑地を抽出。
- 市町村や県民、事業者、活動団体が共有し、同じ方向を向いて取組を展開していくための基礎資料となる図として提供。

3つの基本方針に基づく緑地の機能の評価

今後、基本方針に基づき保全・活用策を検討、実施していく上で、広域的な視点からの保全・活用が重要な緑地を評価

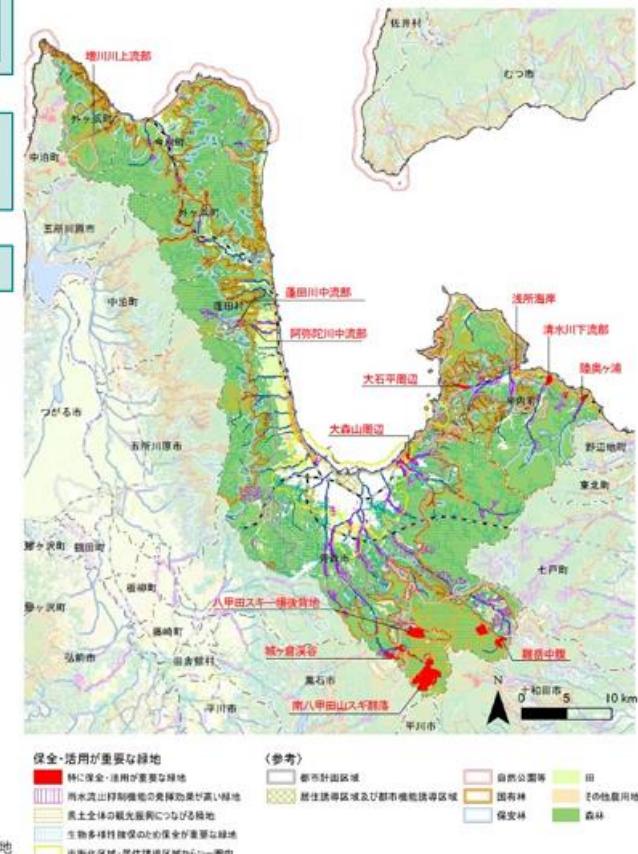
- 雨水貯留・浸透機能を評価
- 観光振興面を評価
- 生物多様性のポテンシャルを評価

総合評価

各方針の評価結果を組み合わせて、特に保全・活用が重要な緑地を把握

関係主体との評価結果の共有

流域単位での評価結果



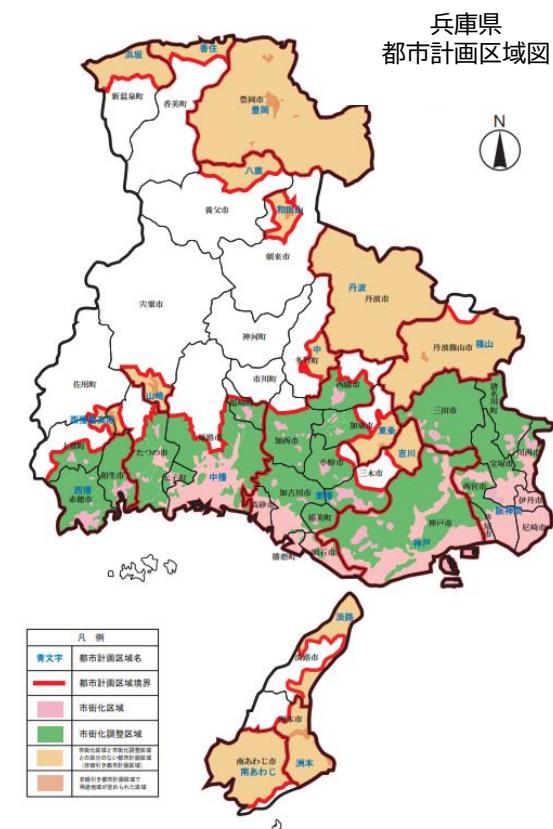
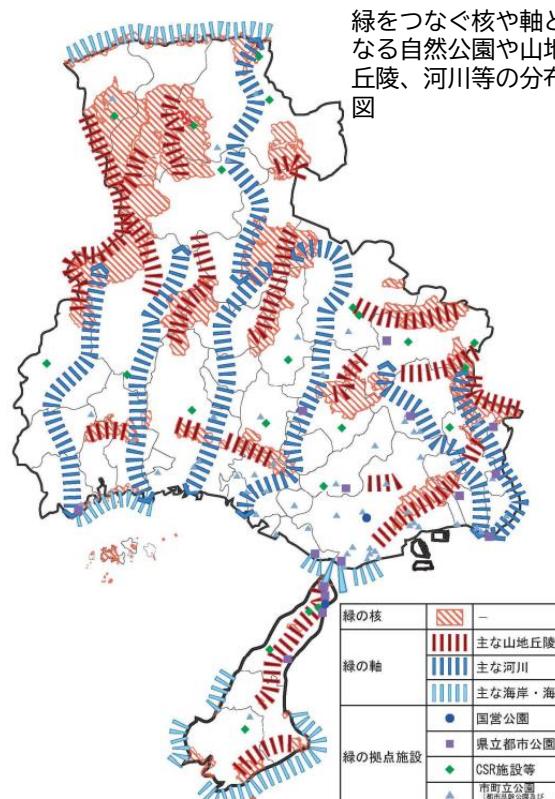
3 基本事項（先行検討案）

（1）計画の対象区域

- ・広域計画の対象区域は県全域とする。

（理由）

- ▶ 緑の広域計画は、法においては主として都市計画区域において定めることとされているが、基本方針において、**都市計画区域外の緑地の状況も勘案して、（市町の）基本計画では扱うことが難しい規模、連続性を有する緑地についても対象とすることが望ましいとされている。**
- ▶ 本県では、**都市計画区域外の自然公園や山地丘陵、河川等も県土の緑のネットワークを構成する重要な核・軸になっている。（右図）**
- ▶ 本県では、**緑豊かな地域環境の形成に関する条例（通称：緑条例）に基づき、都市計画区域外の開発行為等についても、緑地の確保等に関する基準に適合するよう誘導している。**
- ▶ 「ひょうご花緑創造プラン」は県全域を対象区域としている。



3 基本事項（先行検討案）

（2）計画期間

- ・計画期間は、令和9年度（2027年度）～令和18年度（2036年度）の10年間とする。
※社会情勢の変化への対応や、計画の推進状況の確認等を行うため、中間時期に検証を行い、必要に応じて計画を見直し

（3）計画における「緑」の概念

- ・広域計画における「緑」は、樹木や草花などの植物で構成される森林、里山、草地、農地、公園、宅地における緑地のほか、水辺等のオープンスペースを含む広い概念※とする。

※現行のひょうご花緑創造プランにおける「花と緑」の概念を基本的に踏襲（都市緑地法における「緑地」の定義とも矛盾しない）

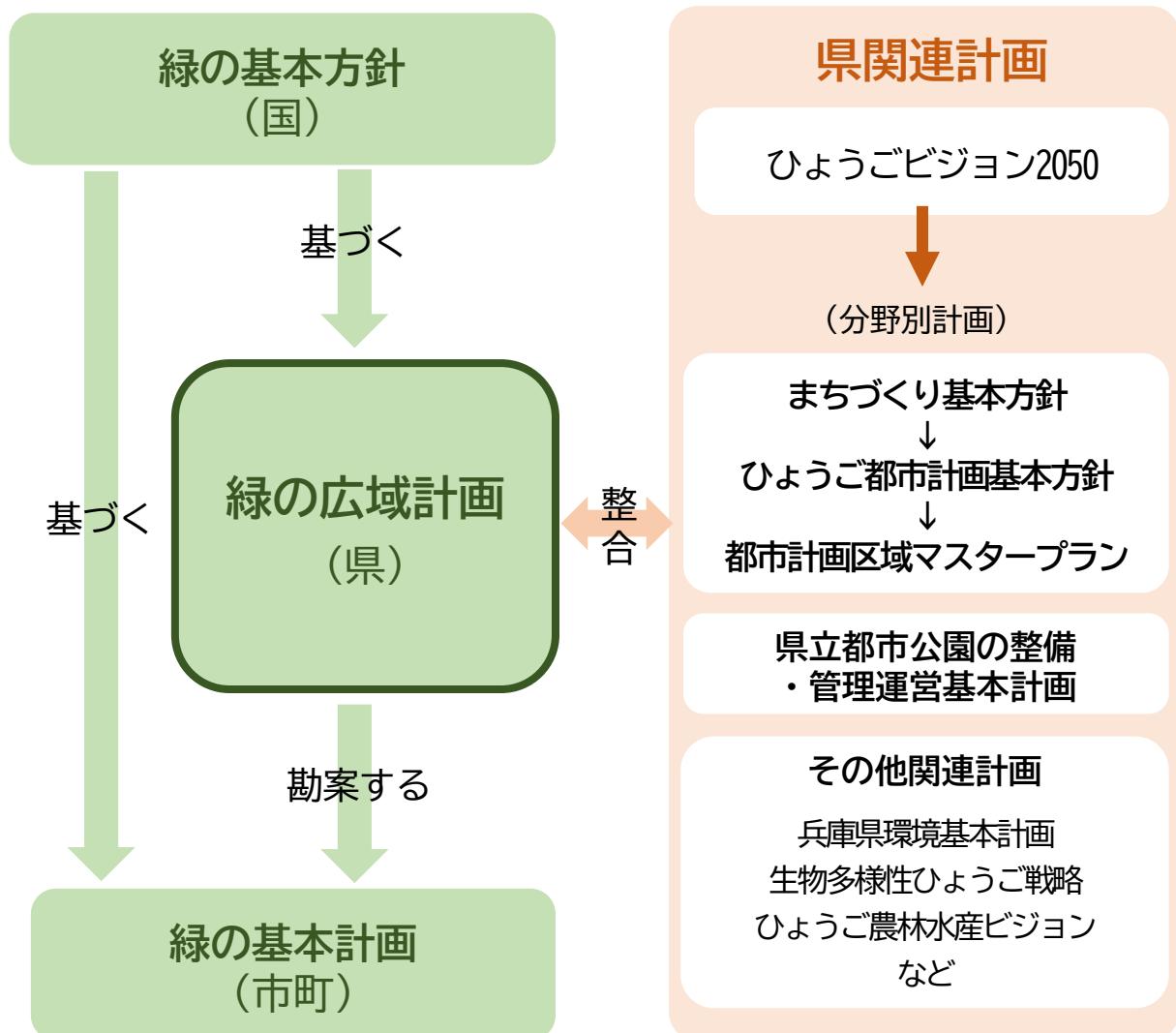
（参考）都市計画法（抄）
（定義）

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

3 基本事項（先行検討案）

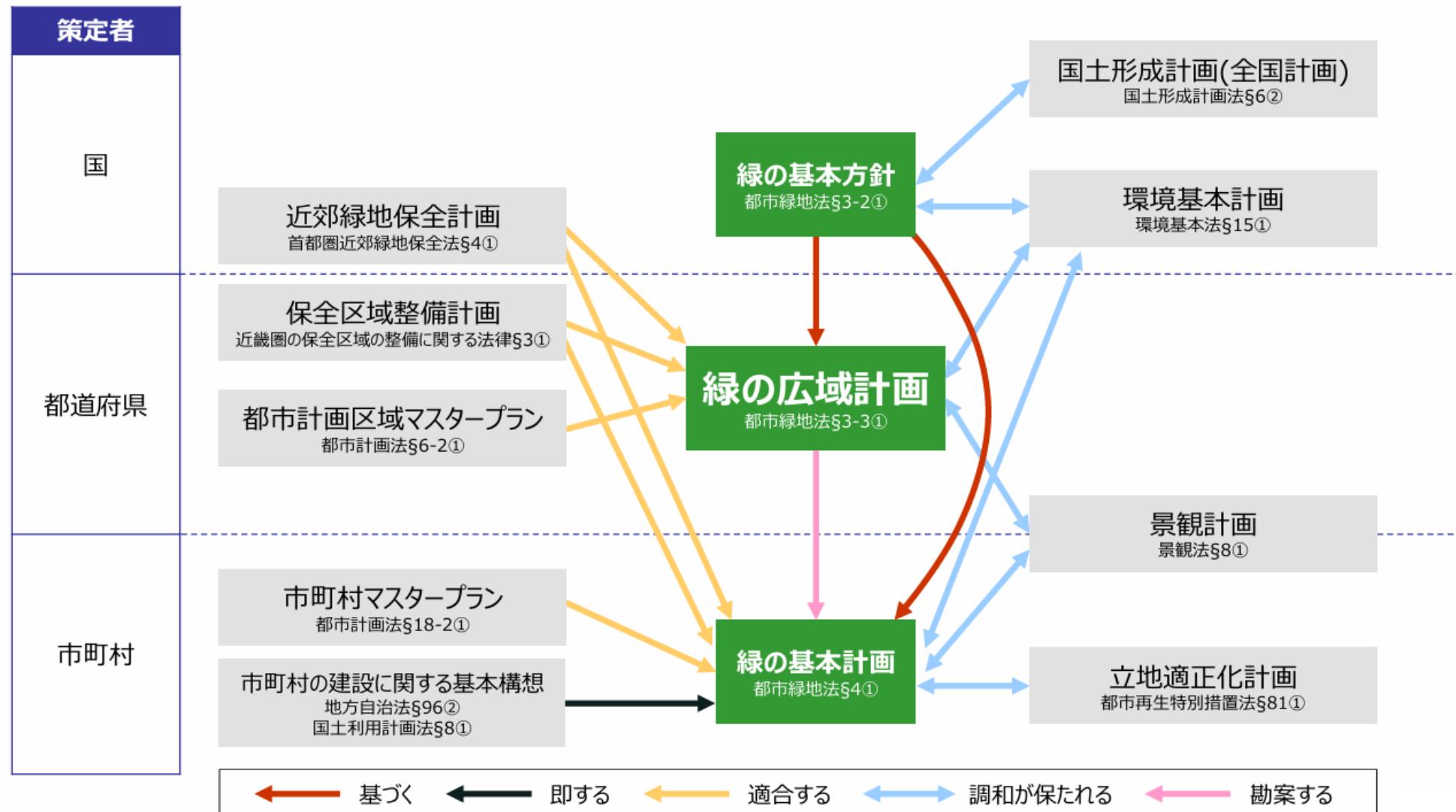
（4）計画の位置付け・関連計画との関係

- ・広域計画は、気候変動対策や生物多様性確保、Well-being向上など、近年の社会的課題を踏まえつつ、**広域的な見地**から、兵庫県における緑の保全・創出の在り方や方向性を示すもの。
 - ・**基本方針（国）**に基づくとともに、都市計画区域マスター プラン、まちづくり基本方針等の**県関連計画との整合を図る**。
- ※市町の基本計画は、基本方針（国）に基づくとともに、広域計画（県）を勘案する。



– 参考 – 関連計画との都市緑地法上の関係（出典：国土交通省資料）

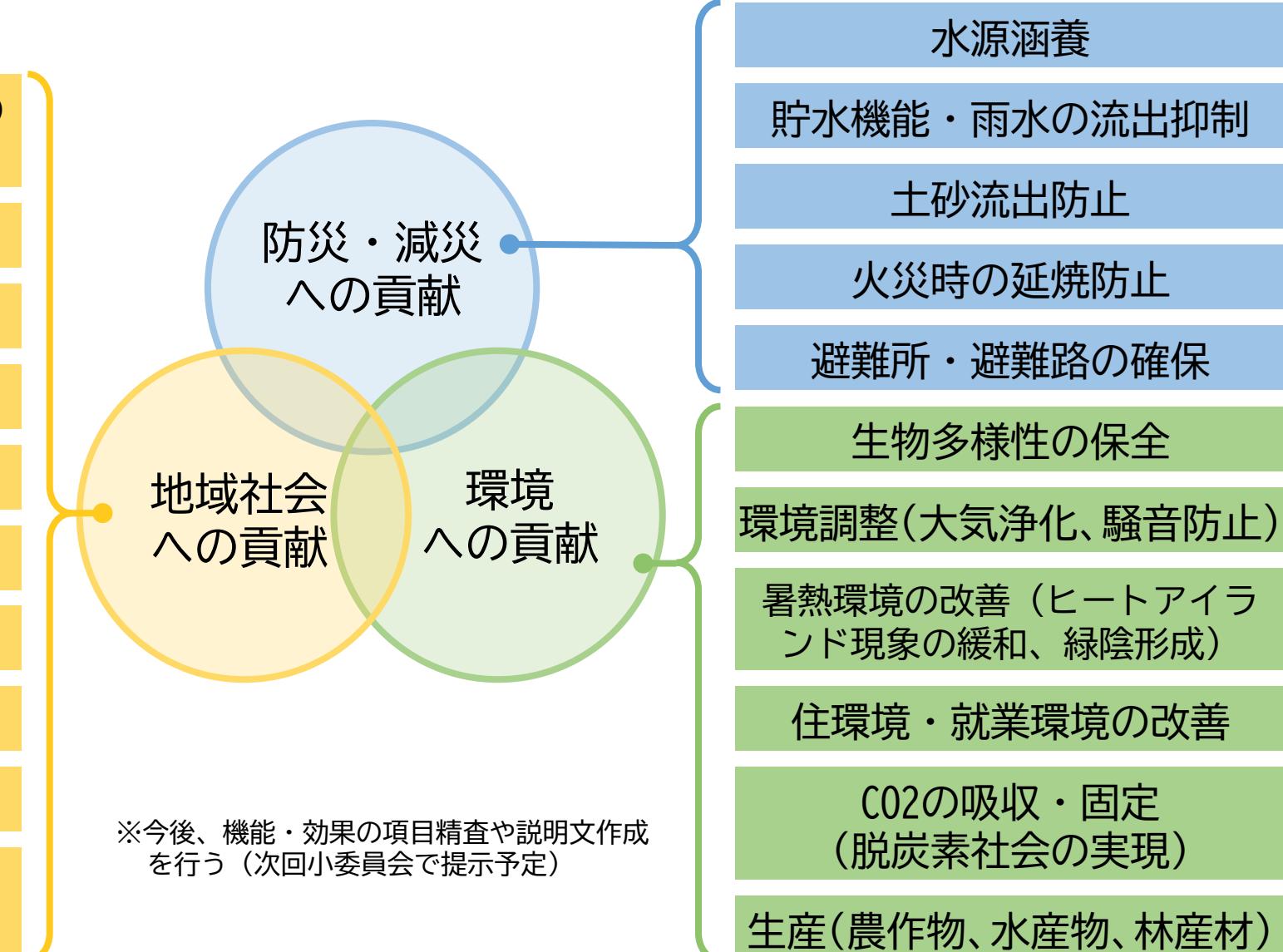
- 都道府県の広域計画は基本方針に基づき策定され、市町村の基本計画は基本方針に基づくとともに広域計画を勘案して策定されることになっている。
- また、広域計画については、都市計画区域マスターplan等への適合、環境基本計画・景観計画との調和が求められる。



4 緑の機能・効果（先行検討案）

- ・緑が有する多様な機能・効果を分かりやすく整理し、緑が様々な社会課題の解決に貢献することが期待されている旨を提示

- 環境教育・環境学習(自然とのふれあい、農体験等)
- 文化・歴史の継承
- コミュニティ形成
- にぎわい創出
- 景観形成
- シビックプライドの醸成
- 地域の価値向上
- いきがい・福祉
- 子育て・遊び・教育
- 身体的、精神的、社会的健康の増進(Well-beingの実現)



4 緑の機能・効果（先行検討案）

都市中心部

※まちづくり基本方針の4つの地域類型ごとに緑の効果イメージを表示

※写真やキャプションの付け方は今後精査

緑の効果 ~都市中心部~

案

都市中心部にある緑には、ヒートアイランド現象の緩和や災害時の避難路確保などの防災機能の向上、シンボル形成やにぎわいの創出による地域活力向上や魅力づくりに寄与するなどの効果があります。

【図の見方】

緑の場所

緑の効果



■街路樹

- ・景観形成（シンボル）
- ・火災時の延焼防止、避難路確保



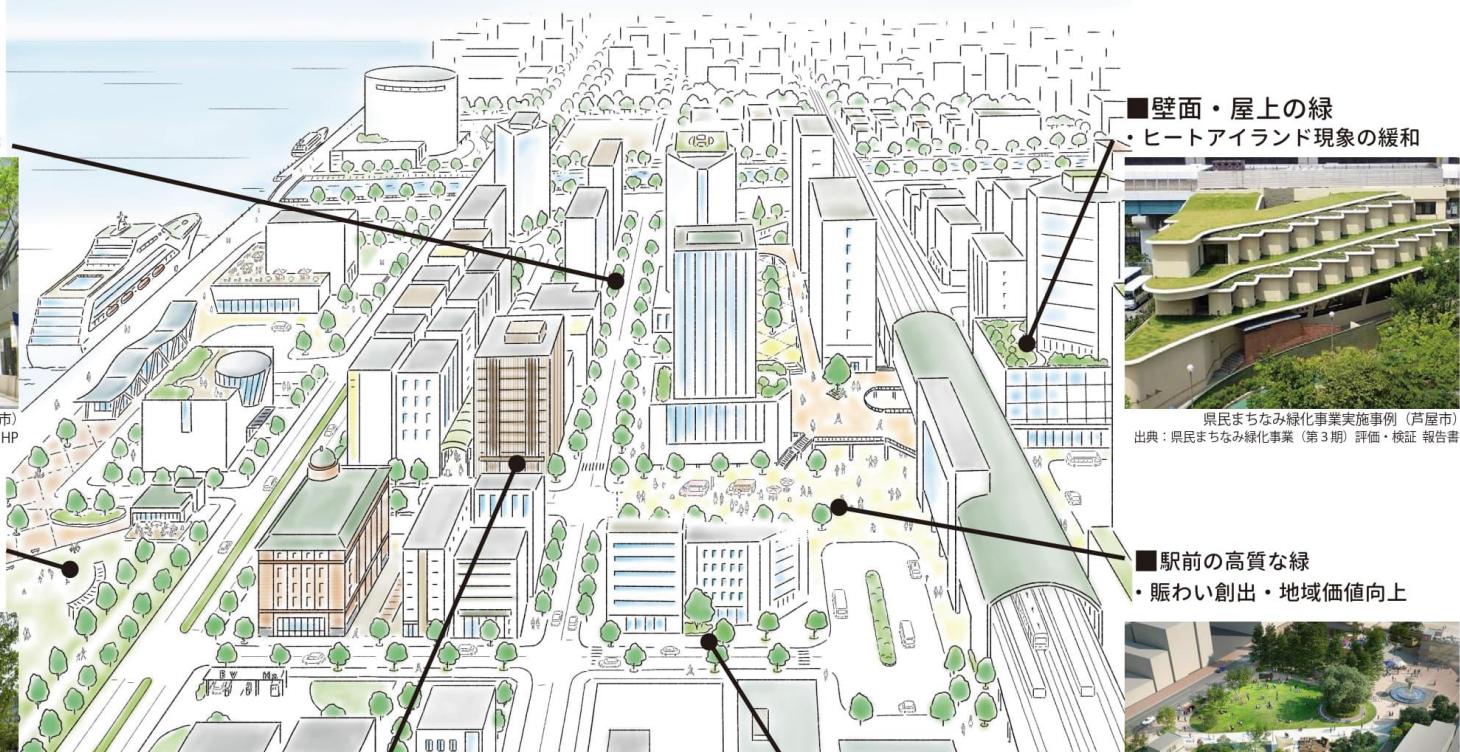
旧居留地街路樹（神戸市）
出典：神戸市HP

■公園・オープンスペース

- ・活力、コミュニティ醸成
- ・貯水機能、災害時の避難場所



東遊園地（神戸市）
出典：神戸市HP



■木造・木質化された建築物

- ・CO2の吸収・固定



中央区役所（神戸市）
出典：神戸市HP

■壁面・屋上の緑

- ・ヒートアイランド現象の緩和



県民まちなみ緑化事業実施事例（芦屋市）
出典：県民まちなみ緑化事業（第3期）評価・検証 報告書

■駅前の高質な緑

- ・賑わい創出・地域価値向上



阪神尼崎駅前の中央公園（尼崎市）
出典：尼崎市HP

■高木・芝生

- ・暑熱環境の改善（緑陰形成）



こうべ木陰プロジェクト実施場所（神戸市）
出典：神戸市HP

4 緑の機能・効果（先行検討案）

地方都市

※まちづくり基本方針の4つの地域類型ごとに緑の効果イメージを表示

※写真やキャプションの付け方は今後精査

緑の効果～地方都市～

地方都市にある緑には、住宅地周辺やまちなか、農地など様々な種類のみどりがあり、住環境の改善や良好な景観の形成、心身の健康など、効果も様々です。

【図の見方】

緑の種類 → ■ 街路樹

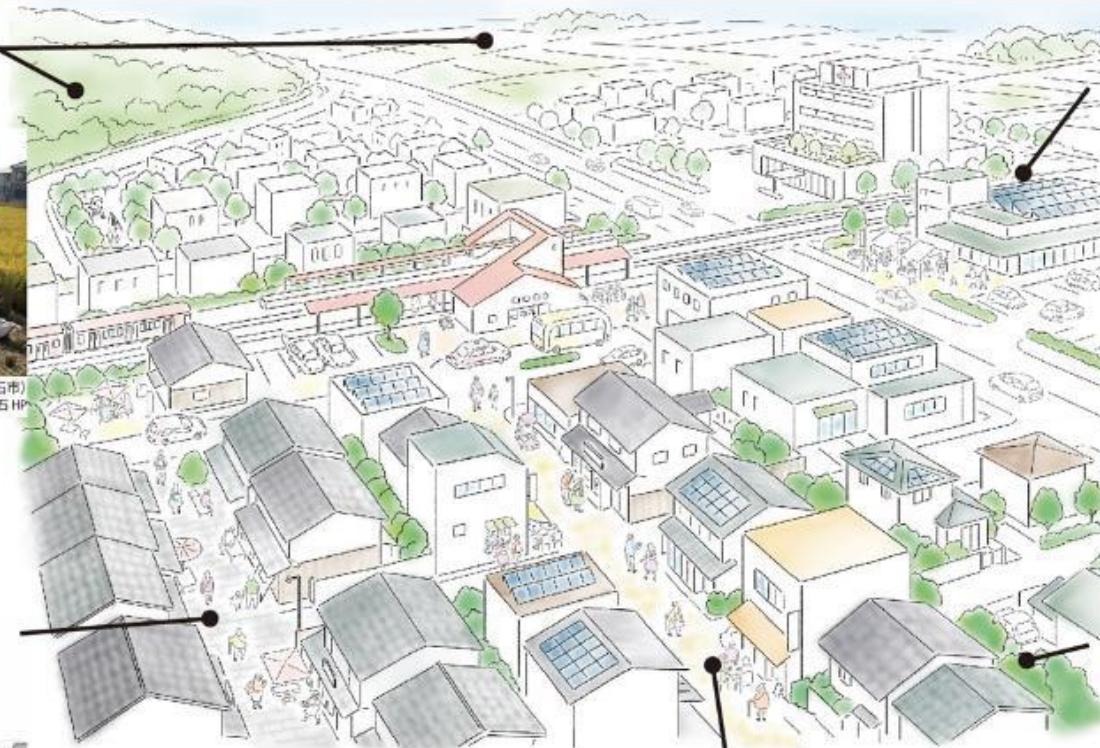
緑の効果 → ・ 景観形成（シンボル）

■都市近郊の森林・農地

- ・教育環境の向上
- ・心身の健康



農産物の収穫体験（明石市）
出典：明石HP



■企業敷地内の緑

- ・騒音低減
- ・大気浄化
- ・就業環境の改善



県民まちなみ緑化事業実施事例（尼崎市）
出典：県民まちなみ緑化事業（第4期）
評価・検証報告書（案）

■歴史的なまちなみの緑

- ・景観形成（シンボル）
- ・歴史・文化の継承



多田街道都市景観形成道路地区（伊丹市）
出典：伊丹市HP

■商店街の花壇などの緑

- ・コミュニティ形成
- ・にぎわい創出



県民まちなみ緑化事業実施事例（芦屋市）

■住宅地の緑

- ・住環境の改善



県民まちなみ緑化事業実施事例（西宮市）
出典：県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証報告書（案）

4 緑の機能・効果（先行検討案）

郊外住宅地

※まちづくり基本方針の4つの地域類型ごとに緑の効果イメージを表示

※写真やキャプションの付け方は今後精査

緑の効果～郊外住宅地～



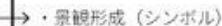
郊外住宅地にある緑には、学校・園の校庭や公園など暮らしの近くに体を動かせる緑があり、健康増進に繋がる効果があります。また、それらの場所は、防災機能やコミュニティ醸成などの効果もあります。

【図の見方】

緑の種類



緑の効果



■樹林地・里山

- ・生物多様性の保全
- ・健康増進



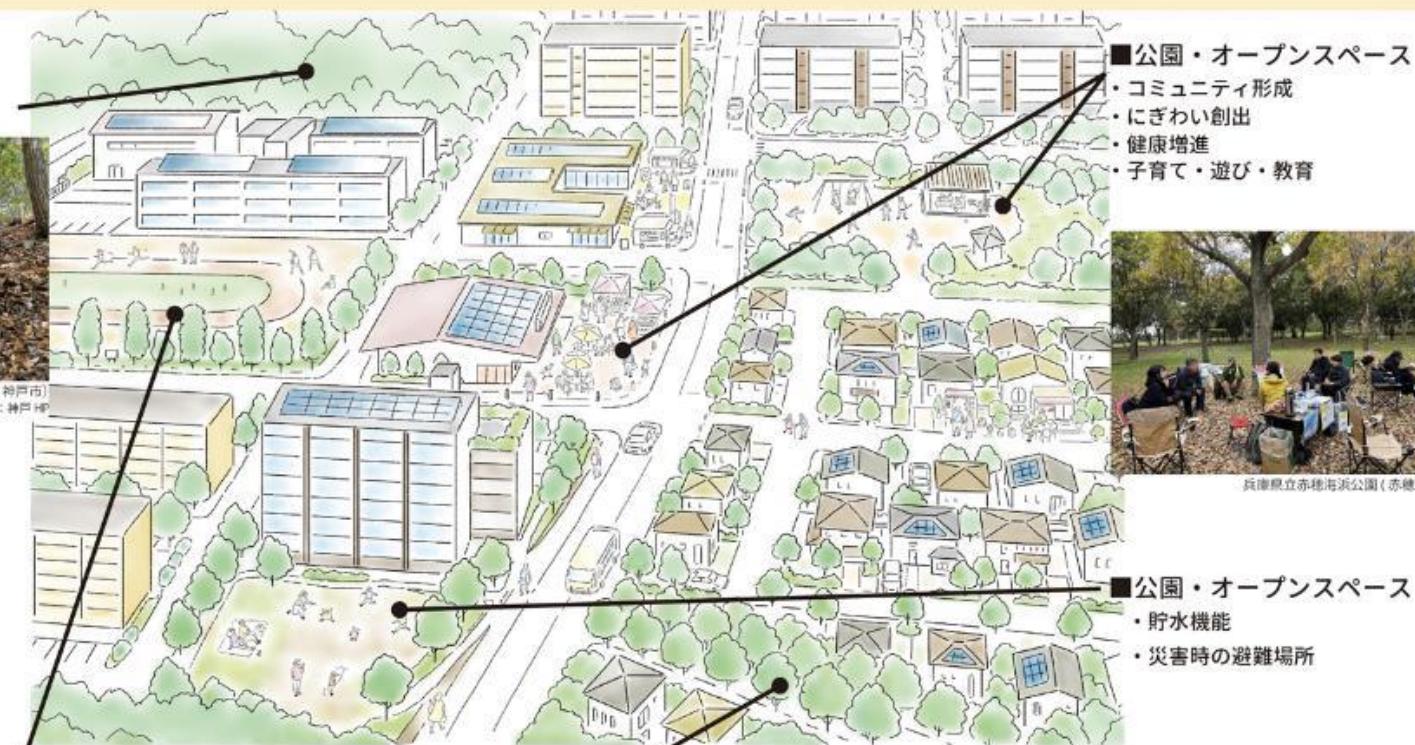
ハイキングコース（神戸市）
出典：神戸市HP

■学校・園の校庭

- ・教育環境の改善
- ・貯水機能
- ・災害時の避難場所



県民まちなみ緑化事業実施事例（加東市）
出典：県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証報告書（案）



兵庫県立赤穂海浜公園（赤穂市）

■公園・オープンスペース

- ・コミュニティ形成
- ・にぎわい創出
- ・健康増進
- ・子育て・遊び・教育



県民まちなみ緑化事業実施事例（神戸市）
出典：兵庫県HP

■住宅地の緑道

- ・景観形成（シンボル）
- ・火災時の延焼防止
- ・避難路確保
- ・健康増進

4 緑の機能・効果（先行検討案）

多自然地域

※まちづくり基本方針の4つの地域類型ごとに緑の効果イメージを表示

※写真やキャプションの付け方は今後精査

緑の効果～多自然地域の集落～案

多自然地域の集落にある緑には、森林や農地などがあり、素材や食料の生産だけでなく、生物多様性の確保や、水源涵養や洪水防止の防災機能、自然とのふれあいの場などに寄与するなどの効果があります。

【図の見方】

緑の種類

→ ■ 街路樹

緑の効果

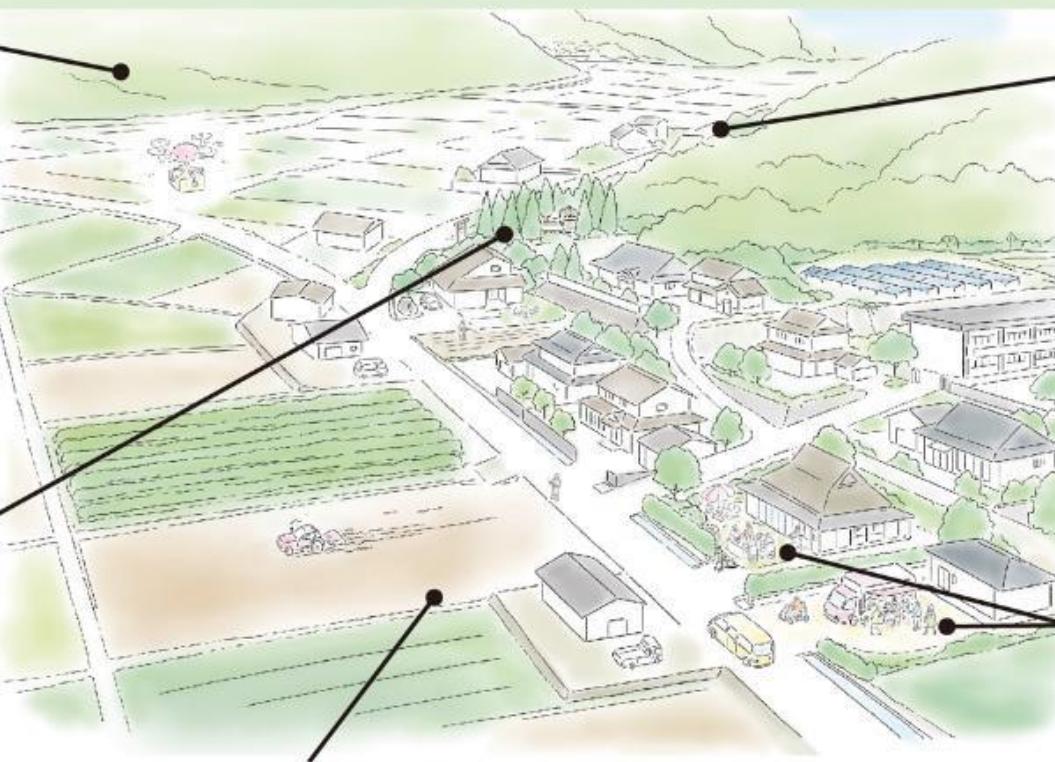
→ ・景観形成（シンボル）

■森林

- ・土砂流出防止、水源涵養
- ・CO₂ の吸収・固定



緊急防災林整備実施場所（養父市）
出典：兵庫県HP



■里地里山

- ・生物多様性の保全
- ・自然とのふれあいの場



里山林に囲まれた田園風景（三田市）
出典：兵庫県HP

■社寺林・巨樹

- ・歴史・文化の継承
- ・景観形成（シンボル）



県指定文化財 大ケヤキ（丹波市）
出典：丹波市HP

■農地

- ・生物多様性の保全
- ・生産・農体験の場



うへ山の棚田（香美町）
出典：兵庫県HP

■広場・オープンスペース

- ・コミュニティ形成
- ・にぎわい創出

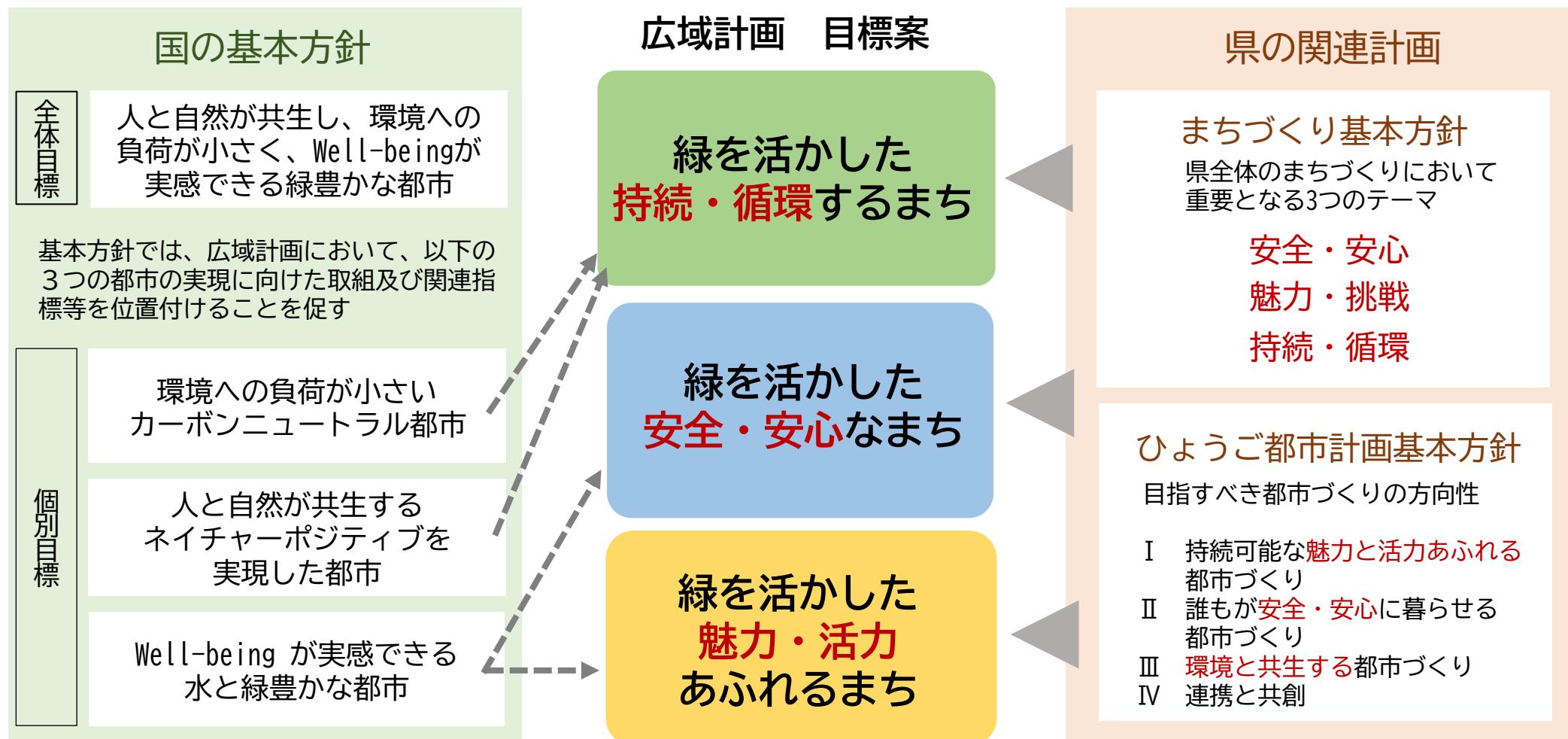


県民まちなみ緑化事業実施事例（たつの市）
出典：県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証報告書（県策）

5 目標（先行検討案）

(1) 目標

- ・国の基本方針に基づきつつ、県の関連計画（まちづくり基本方針・ひょうご都市計画基本方針）との整合を図るため、「**持続・循環**」、「**安全・安心**」、「**魅力・活力**」をキーワードに**3つの目標（目指すべきまちの将来像）**を設定



5 目標（先行検討案）

（2）評価指標

- ・目標の達成状況を総合的に評価するための指標を複数設定
- ・目標年次は計画の最終年度（令和18年度）を基本とする

■現行の花緑創造プランから引き続き指標とするもの

目標の達成状況を確認する指標	現況値 (調査年度)	目標値 (R18)	視点
身近な緑に満足する人の割合	71.2% (R6)	75% (R18)	暮らしの中で接する緑（量・質）に満足する人を増やす
市街地※1 における緑地の割合※3	28.8% (R5) <small>注：市街化区域の緑地割合</small>	現状維持 (R18) 30%※2 (長期的目標)	まちなかに緑を確保する
人口集中地区における緑地の割合※3	24.8% (R5)	25.5% (R18)	

※1 市街地＝用途地域（市街化区域+非線引き用途地域）とする

※2 市街化区域における緑地割合が減少トレンドにあることに鑑み、現状維持を目標とするが、国の基本方針による目標（市街地の緑被率3割以上）を踏まえ、長期的目標として「30%」を併記

※3 現況値・目標値ともに暫定値。国が提示する方法による緑被率の算定結果（R8予定）を踏まえ、必要な場合は見直し

5 目標（先行検討案）

（2）評価指標

■新たに指標として検討するもの

目標の達成状況を確認する指標	現況値 (調査年度)	目標値 (R18)	視点
緑のある空間※1を 日常的に利用※2する人の割合	37.7% (R6)	40% (R18)	緑と触れ合い、 効果を享受する人を増やす
花緑活動※3に取り組んでいる人の割合	20.8% (R6)	25% (R18)	緑によるまちづくりの 担い手を増やす
陸域における自然環境の保全割合※4	22.5% (R5)	30% (R12)	生物多様性の損失を食い止め、 健全な生態系を保全する

※1 身近な公園、大規模な公園、緑のある屋外広場、芝生広場等

※2 日常的に利用=週2回以上の利用とする

※3 自宅の庭やバルコニーでのガーデニング等は除く

※4 兵庫県環境基本計画・ひょうご生物多様性戦略の指標より。ネイチャーポジティブの実現に向けた「30by30」の推進に
に係る目標のため、目標年次はR12（2030）。中間検証時に必要に応じて目標年次・目標値を更新

6 取組方針と施策（先行検討案）

（1）取組方針

- ・目標を達成するための取組の方向性を**取組方針**として示す

目標

緑を活かした持続・循環するまち

緑を活かした安全・安心なまち

緑を活かした魅力・活力あふれるまち

取組方針

環境負荷の低減・自然との共生により まちの持続性を高める緑の確保

地球温暖化や生物多様性の損失を止め、持続性のある循環型のまちをつくるため、二酸化炭素吸収やヒートアイランド現象緩和、動植物の生息・生育に貢献する緑の保全・創出を進めます。



安全・安心で生き生きと暮らせる まちを実現する緑の確保

すべての県民が安全・安心に、心身ともに健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくるため、グリーンインフラとして多様な機能を発揮する緑の保全・創出を進めます。



まちの顔となる高質な 景観・空間をつくる緑の創出

多くの人々の暮らしや交流の場となるまちの中心部等において、まちのにぎわい創出やブランド力向上に資する高質な景観・空間づくりに貢献する緑の創出を進めます。



多様な主体の連携・共創による緑の保全・創出・マネジメント

県民や地域団体、民間企業、行政など、多様な主体がそれぞれの役割の下で連携・共創しながら、緑を守り、創り、育むための取組を進めます。



6 取組方針と施策（先行検討案）

（2）施策の展開方策①

- 取組方針に基づく施策の展開方策を示すとともに、施策の進捗状況を確認する指標を設定

※施策の展開方策、具体的な施策例、指標は来年度の現況調査を踏まえた上で詳細に検討

取組方針

環境負荷の低減・自然との共生によりまちの持続性を高める緑の確保

地球温暖化や生物多様性の損失を止め、持続性のある循環型のまちをつくるため、二酸化炭素吸収やヒートアイランド現象緩和、生物の生息・生育に貢献する緑の保全・創出を進めます。



施策の展開方策

健全な都市環境を支える緑の保全・創出

- (例) ○樹林地等の大規模緑地の保全・適正管理
○県民や民間事業者の緑化活動への支援
(県民まちなみ緑化事業、緑化資材の提供事業等)
○建築物やその敷地の緑化推進（環境条例、工場立地法・条例等）
○公共空間（道路や河川、都市公園、駅前広場等）の緑化推進 など

豊かな生態系を再生する緑の保全・創出

- (例) ○里山、ため池、農地等の保全・再生
○外来植物への対策
○緑地のネットワーク形成（動植物の生息・生育空間のつながり形成） など

資源循環を推進するための緑の利活用

- (例) ○都市農地の保全・活用による地産地消、県産木材の利用促進
○樹木の剪定枝や落ち葉等のチップ化・堆肥化 など

指標（例）

※指標とする項目や目標値は来年度に担当部局や関連計画との調整の上、設定

施策の進捗状況を確認する指標例	参考値（年度）
県民まちなみ緑化事業 緑化面積	約45ha（R3～R7見込）
里山再生面積	21,545ha（R6までの累計）
自然共生サイト（環境省）認定件数	13件（R7）
ひょうごバイオマスecoモデル登録数	91件（R6）

6 取組方針と施策（先行検討案）

（2）施策の展開方策②

- 取組方針に基づく施策の展開方策を示すとともに、施策の進捗状況を確認する指標を設定

※施策の展開方策、具体的な施策例、指標は来年度の現況調査を踏まえた上で詳細に検討

取組方針

安全・安心で生き生きと暮らせるまちを実現する緑の確保

すべての県民が安全・安心に、心身ともに健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくるため、グリーンインフラとして多様な機能を発揮する緑の保全・創出を進めます。



施策の展開方策

都市のレジリエンス※を高める緑の保全・創出

- ※レジリエンス…災害等への対応力
- 森林の防災機能の向上（災害に強い森づくり等）
 - 急傾斜地等における土砂災害の防止（森林法、盛土規制法、太陽光発電条例等の適正な運用等）
 - 建築物の敷地や駐車場の緑化推進による雨水浸透能力の向上（環境条例、県民まちなみ緑化事業等）
 - 公共空間（道路や河川、都市公園、駅前広場等）の緑化推進
 - 森林や農地、河川、都市緑地等の機能を活用した総合治水 など

Well-beingを促進する緑の創出・利活用

- 校園庭や広場の芝生化推進（県民まちなみ緑化事業等）
- 公園のリニューアル・利活用促進（休憩施設の整備、インクルーシブ遊具の導入、健康増進プログラムの提供等）
- 都市型菜園、コミュニティガーデン等の整備
- 園芸療法の普及促進、園芸療法士の利活用促進 など

指標（例）

※指標とする項目や目標値は来年度に担当部局や関連計画との調整の上、設定

施策の進捗状況を確認する指標例	参考値（年度）
災害に強い森づくり整備面積	8,192ha (R3～R7見込)
市街化区域における建築物敷地の緑化面積（環境条例に基づく届出面積）	487ha (R6までの累計)
都市公園の年間利用者数	12.332千人 (R5)
園芸療法定着促進事業 実施件数	12施設77回 (R6)

6 取組方針と施策（先行検討案）

（2）施策の展開方策③

- 取組方針に基づく施策の展開方策を示すとともに、施策の進捗状況を確認する指標を設定

※施策の展開方策、具体的な施策例、指標は来年度の現況調査を踏まえた上で詳細に検討

取組方針

まちの顔となる高質な景観・空間をつくる緑の創出

多くの人々の暮らしや交流の場となるまちの中心部等において、まちのブランド力向上やにぎわい創出に資する高質な景観・空間づくりに貢献する緑の創出を進めます。



施策の展開方策

都市における魅力ある緑化空間の創出

- （例）○都市部における緑地率・緑視率の向上
○景観施策と連動した緑化誘導
○民間事業者の高質な都市緑化に対する重点支援
（県民まちなみ緑化事業の補助拡充等）
○優良な緑化空間整備に対する顕彰、情報発信 など

都市の品格・にぎわいを向上させる高質な緑化空間の形成

- （例）○交流・滞在の場となるウォータブルな緑化空間の整備
（駅前広場や公園、オープンスペース等の緑化・利活用促進）
○鉄道駅周辺やウォーターフロントにおける高質な緑化の推進
（県民まちなみ緑化事業「都心緑化」による支援等）
○都市公園のリノベーション、官民連携によるにぎわい創出
（Park-PFIによる民間活力の導入等）
○地域固有のテーマを設定した統一感のある緑化の推進 など

指標（例）

※指標とする項目や目標値は来年度に担当部局や関連計画との調整の上、設定

施策の進捗状況を確認する指標例	参考値（年度）
特定エリア（元町北地域等）を対象とした緑地率・緑視率	—
県民まちなみ緑化事業 高質な都市緑化による補助拡充件数	— ※第5期（R8～）より制度拡充
県民まちなみ緑化事業 「都心緑化」活用件数	0件（R3～R7見込）
人間サイズのまちづくり賞 緑化空間部門 応募件数	— ※R8が募集初年度

6 取組方針と施策（先行検討案）

（2）施策の展開方策④

- 取組方針に基づく施策の展開方策を示すとともに、施策の進捗状況を確認する指標を設定

※施策の展開方策、具体的な施策例、指標は来年度の現況調査を踏まえた上で詳細に検討

取組方針

多様な主体の連携・共創による緑の保全・創出・マネジメント

県民や住民団体、事業者、行政など、多様な主体がそれぞれの役割の下で連携・共創しながら、緑を守り、創り、育むための取組を進めます。



施策の展開方策

普及啓発・環境教育の推進～知り、学ぶ～

- (例) ○緑の現況や緑の機能、役割等に関する普及啓発
 - ・ホームページ、SNS等の積極的活用
 - ・データやデジタル技術を活用した情報発信（緑の効果の見える化等）
 - ・セミナー、イベント等の開催（ひょうごまちなみガーデンショー等）
- 学校・地域・企業と連携した環境教育や体験学習 など

担い手の育成と支援～守り、創り、育む～

- (例) ○活動の担い手の拡大・リーダーの育成
 - ・花緑活動や森林保全活動の担い手やリーダーの育成
 - ・民間事業者の担い手への呼び込み
 - ・中間支援団体の活動への支援
- 活動に参加しやすい環境整備
 - ・マニュアル、ガイドライン等の作成、公開
 - ・専門家による無料講習、講習内容のアーカイブ化
- 活動団体へのきめ細かな支援等
 - ・緑のパトロール隊等によるフォローアップ
 - ・活動団体の交流促進支援（交流会開催、交流サイトの運営等）
 - ・活動団体に対する顕彰 など

多様な主体の連携・共創～つながる～

- (例) ○官民連携による緑の保全・創出・マネジメントの推進
 - ・アドプトや指定管理、Park-PFI、みなと緑地PPP等の制度活用
 - ・行政×地域団体、行政×企業との連携事業の推進
 - ・ステークホルダーによる緑化空間のマネジメント
- 専門機関※による相談・支援・教育体制の充実
 - ※花と緑のまちづくりセンター、淡路景観園芸学校 など

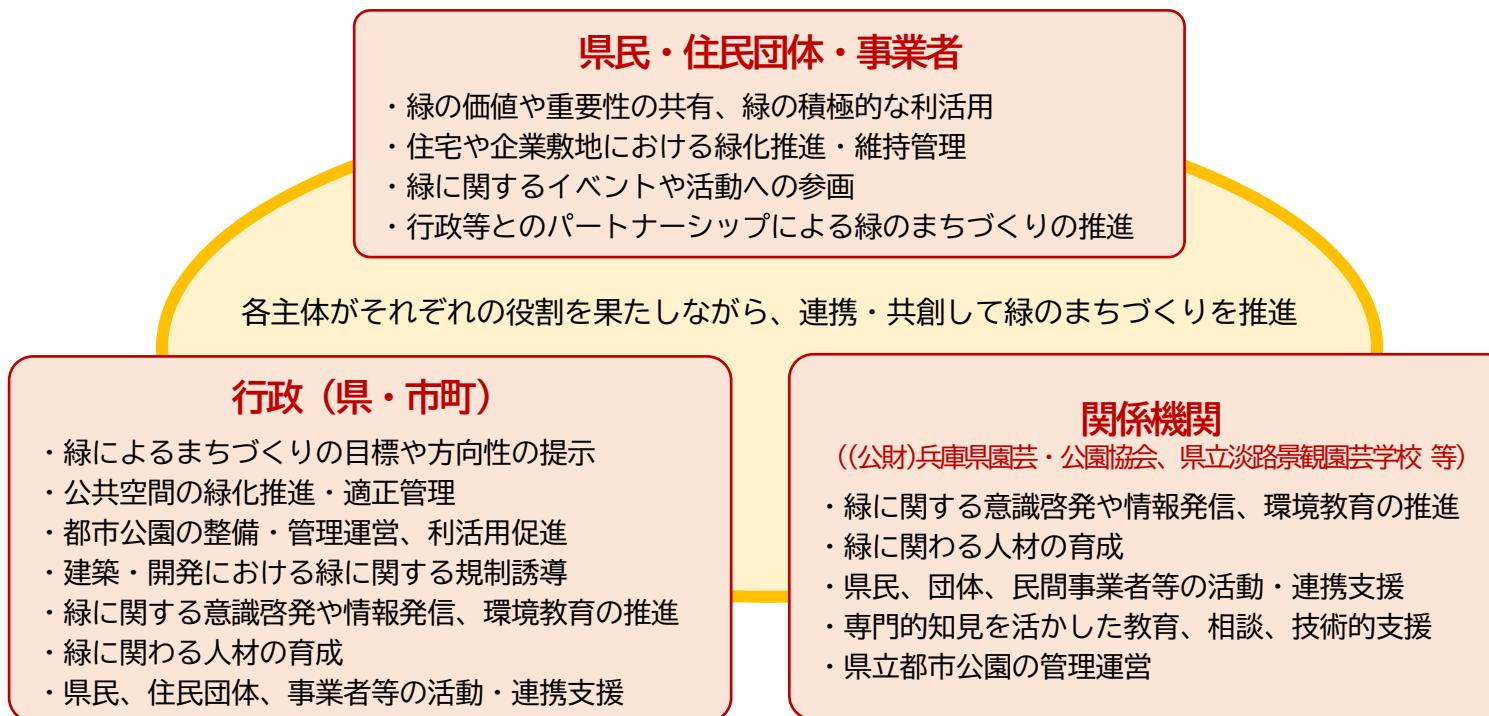
6 取組方針と施策（先行検討案）

（2）施策の展開方策④

- 取組方針に基づく施策の展開方策を示すとともに、施策の進捗状況を確認する指標を設定

※施策の展開方策、具体的な施策例、指標は来年度の現況調査を踏まえた上で詳細に検討

各主体に期待される役割



指標（例）

※指標とする項目や目標値は来年度に担当部局や関連計画との調整の上、設定

施策の進捗状況を確認する指標例	参考値（年度）
森林ボランティア リーダー数	847人（R6）
県民まちなみ緑化事業 民間企業からの申請件数	約30件（R3～R7見込）
専門家講習会（園芸・公園協会（花と緑のまちづくりセンター））の開催回数	115回（R6）
企業の森づくり参加企業数	48社（R6までの累計）

(参考) 花緑検討小委員会 開催経過・今後の予定

年度	開催日	会議名称	内容		備考
R5	令和6年3月5日	まちづくり審議会	諮詢 (①県まち事業(第4期)評価・検証、②ひょうご花緑創造プラン改定) 花緑検討小委員会の設置		
			【①県まち事業(第4期)評価・検証】		【②ひょうご花緑創造プラン改定】
R6	5月29日	第1回小委員会	県まち事業(第4期)・現行プランの概要、主な論点、検討の進め方 等		
	8月23日	第2回小委員会	県民モニター調査の結果、 第4期事業の実施状況と課題、 アンケートの実施方法と設問		
	12月24日	第3回小委員会	アンケートの結果、 次期事業の方向性、 評価・検証報告書(素案)		
	2月19日	第4回小委員会	評価・検証報告書(案)	次期プランの方向性等の検討	
	5月19日	まちづくり審議会	審議会に検討状況を報告		
	7月15日	第5回小委員会	審議会への報告結果(報告) 第5期事業の制度見直し内容(報告)	プラン改定の方針(緑の広域計画への統合)、 次期目標、方針(検討案) 等	
					県議会(9月定例会) 改正条例案(緑税延長)上程 →10/3 改正条例公布・施行
R7	11月14日	第6回小委員会	「高質な緑化」認定基準(検状況)	現プランの進捗状況と評価 次期目標、方針、施策の展開方策(検討案) 等	
	2月	第7回小委員会		答申案 計画改定方針(広域計画への統合) 次期目標、方針、推進方策(検討案) 等	花緑検討小委員会としての調査 審議終了
	3月	まちづくり審議会	答申 (①県まち事業(第4期)評価・検証、 ②ひょうご花緑創造プラン改定(緑の広域計画としてR9に策定))		
			(仮) 質問 「緑の広域計画」策定 + 計画策定のための部会設置(～R9まで)		広域計画策定委員会(仮称)で 調査審議